第４次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画改定原案の概要について

資料１

１　改定の趣旨　　□ 新規　■ 強化

□　インターネット上の権利侵害が増加

例　掲示板や動画サイトでの差別書き込み

インターネットを利用するうえでのルールやマナーについて、教育や啓発を推進します。

【令和７年４月施行　特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（略称　情プラ法））】

■　職場や学校での偏見やカミングアウトによる不利益の発生

例　同性カップルがアパートを借りることができない

性自認や性のあり方が尊重され、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりをさらに推進します。

【令和５年６月施行　性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律（LGBT理解増進法）】

■　コロナ禍により減少した研修への参加者が一定回復し、コロナ前に戻りつつある。

地域における人権・同和教育の推進について、重点として取り組みます。

□　その他　法施行等に伴う修正

【令和６年４月施行　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）、令和５年４月施行　こども基本法】
【令和７年度　追加　法務省啓発活動強調事項　ゲノムと人権】

第４次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画

【基本理念】

人権をおもんじ 信頼しあえるまち

～人権を相互に認め合い 差別をなくし 人権を尊重するまちの実現～

【基本目標】

目標１　人権意識の高揚をめざすまちづくり

目標２　人権を擁護するまちづくり

目標３　人権を大切にし差別をしない、差別を許さないまちづくり

分野別施策（人権に関する分野ごとの施策）

	1 同和問題	2 女性の人権	3 子どもの人権	4 障害者の人権	5 高齢者の人権	6 外国人の人権	7 患者の人権	8 性的指向・性自認等	9 インターネットによる人権侵害	10 その他の人権
基本施策（全分野にわたる施策）	人権教育・人権啓発の推進									
	相談・支援体制の充実									
	人権尊重を基調とする総合施策の推進									
変更箇所	本人通知制度オンライン申請開始 強化 地域における研修会 強化	困難女性支援法の施行 新規	こども基本法の施行 新規					LGBT理解増進法の施行 新規 パートナーシップ宣誓制度 新規	情プラ法の施行 新規	ゲノムと人権 新規
資料2該当頁番号	12頁 13頁	14頁	15頁					24頁 24頁	25頁	28頁

○数値目標の目標・実績値　※赤字が今回の改定値

第４次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画	実績値（R元年度）	目標値R7年度 （実績値R6年度）	目標値（R12年度）
①　差別を許さない意識	78.3%	85.0% （86.1%）	90.0%
②　人権研修会に参加したことのある人の割合	43.7%	50.0% （26.7%） ※コロナ禍による	55.0%
③　同和問題解決に向け能動的に取組む意識	24.3%	30.0% （26.5%）	35.0%
④　人権侵害を受けた時にどこかに相談した人の割合	34.3%	40.0% （44.0%）	50.0% （改定前　45.0%）

【参考】 第５次守山市総合計画後期基本計画	実績値（R元年度）	目標値R7年度 （実績値　R６年度）
自治会人権学習会の参加者数	5,309人	6,390人 （4,142人）
部落差別を許さない意識	78.3%	85.0% （86.1%）
人権講座の参加者数	758人	800人 （885人）

○人権・同和問題に関する市民意識調査【令和６年７月実施】からの課題

成果

◆１　前回調査（令和元年）と比較して、「人権問題はすべての市民の題である 」 という差別を許さないとの回答が増加した。（R元年度 78.3%　→　Ｒ６年度 86.1%）

◆２　どの分野の人権問題についても関心が高まっており、自分に直接かかわる問題のみならず、幅広い視野で人権問題を自分事としてとらえている。

（高齢者に関わる問題　R元年度60.1%→Ｒ６年度70.4%
外国人、外国籍市民に関する問題　R元年度24.1%→Ｒ６年度31.9%）　等

◆３　人権侵害を受けた時にどこかに相談した人の割合が増加している。
（R元年度 34.3%　→　Ｒ６年度 44.0%）

課題

■１　同和問題解決に向けての質問においては、差別解消に自発的に取り組もうとする割合は依然として低く、今後、市民の主体的な行動力を高める施策が必要である。（Ｒ６年度　26.5%）

■２　コロナ禍により過去３年間において市役所、自治会等で行われる講演会や研修会に参加したことがある人の割合が減少している。（R元年度43.7%　→　Ｒ６年度26.7%）

■３　LGBTQに対する人権課題としての関心度は３割にとどまる。
（R元年度26.3%　→　Ｒ６年度34.0%）

第４次人権尊重のまちづくり総合推進計画の実施状況の評価
（令和６年度末までの実施状況）

○第４次計画の成果と課題（概要）

◆ **１　市民主体の行動力の育成が必要　【人ー３】**

各種人権課題に対する認識が深まっており、次のステップとして 、問題解決に向けて 主体的に行動できる力を育成する施策が必要である。

→参加者の固定化や世代の偏りを解消し人権問題解決に向けた主体的な行動力の育成

◆ **２　人権教育・人権啓発の推進が必要 【人ー１】、【人ー３】、【人ー６】**

本市は、転入者が多く、地域の人権学習で初めて学んだという声もみられる。

→誤った情報に惑わされず、正しく人権問題をとらえられるよう

人権研修会を積極的に開催し、市民が研修に参加できる機会や啓発の充実

◆ **３　同和問題の解決に向けた啓発推進がさらに必要　【人ー６】、【人ー８】**

法の主旨・内容まで理解されていない。

事前登録型本人通知制度については、依然として認知度が低い。

→法や制度の理解と同和問題の解決に向けた啓発促進

○令和７年度第１回人権尊重のまちづくり審議会（令和７年６月開催）からの意見

- １　これまでと違い、社会は変化しておりそれに伴って法津ができ、人権の基準が明らかに上昇している。そ のことを学習会参加者と共有することも学びのポイントである。そしてその変化は努力で生まれたものであり、誰もが社会の一員としてよりよくしていく **責任があること**を共有する必要がある。
  →基本理念　　本計画の基本的な考え方であり、**基本理念**の説明に**追加**する。（６頁に**追加**）

- ２　自治会学習会への参加において、同和問題は堅い内容で参加しても面白いものではないと感じている住民もいることから、アイデアを出してより人権に**関心を持ってもらえる学習会**を考えていく必要がある。
  →基本施策１　「学びを深める学習手法や内容の工夫」、「人との交流を通じて学ぶ人権教育」に含まれており**より一層推進する。**（８頁）

- ３　どの学校においても人権教育を実施しているが、市民意識調査で、SNSやインターネットで初めて知ったという回答が多いことから**学校教育において**しっかり**意識づけ**ができるよう、人権教育の充実を図っていく必要がある。
  →基本施策１　「あらゆる機会を通じた人権教育・啓発」に含まれており**より一層推進する。**（８頁）

- ４　10年を計画期間としているが、10年で子ども達は大きく成長する。
  子ども達は心柔らかく、この**成長期間**の**人権教育**は スポンジのように吸収されるので重要である。
  →基本施策１　「あらゆる機会を通じた人権教育・啓発」に含まれており**より一層推進する。**（８頁）

全体　基本施策１　「人権教育・人権啓発の推進」の取組を推進する。